

# 吹田市立総合運動場指定管理者候補者の選定方法等について

## 1 指定管理者候補者等の選定

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募により応募者から提出された事業計画書等の内容を審査し、吹田市立総合運動場を最も効果的・効率的に管理できると認められる団体を、指定管理者候補者（優先交渉権者）として選定する。

なお、選定においては、指定管理者候補者次点者（以下「次点者」という。）も決定するものとする。

## 2 選定の手順

- (1) 選定委員会の設置
- (2) 募集要項の策定、評価項目及び選定基準等の設定
- (3) 選定方法の決定
- (4) 指定管理者の募集
- (5) 応募書類要件審査
- (6) 選定審査
- (7) 選定結果の通知及び公表
- (8) 指定（市議会の議決）

## 3 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定にあたっては、審査の公平性及び客観性を確保するため、吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

## 4 募集要項の策定、評価項目及び配点の設定

市は、応募条件・資格要件の設定を行い、募集要項を策定するものとする。

ただし、募集要項中、評価項目及び配点の設定については、選定委員会で決定するものとする。

別紙1「吹田市立総合運動場指定管理者候補者選定評価採点基準及び配点」

## 5 選定方法

### (1) 最低基準

選定委員が採点した総評点は60点を最低基準とし、過半数の選定委員が60点以上と採点した団体を選定対象とする。

### (2) 選定の基準

選定の基準は、別紙2「評価方法」により各選定委員が総評点の点数による順位付を基に行うものとする。

なお、各選定委員が順位付けを行う際、総評点と同じ場合は、再度全体を見直し、順位付けを行うものとする。

### (3) 選定方法

#### ア 1 団体を過半数の選定委員が第 1 位と評価した場合

過半数の選定委員が第 1 位と評価した団体を、指定管理者候補者とする。

指定管理者候補者選出後、次に第 1 位と評価した選定委員が多い団体を次点者とするが、第 1 位と評価した選定委員が同数の場合又は第 1 位と評価する選定委員がいない場合は、第 2 位と評価した選定委員が多い団体、それも同数若しくはいない場合、第 3 位と評価した選定委員が多い団体を次点者とする。

ただし、上記の方法で次点者を決定できない場合、総評点により決するものとし、それでも決しない場合、委員長の決するものとする。

#### イ 1 団体を過半数の選定委員が第 1 位と評価しなかった場合

過半数の選定委員が第 1 位と評価する団体がない場合、上位 2 団体を選出し、その 2 団体の決選投票（多数決）により指定管理候補者と次点者を決定する。

この場合の上位 2 団体の選出方法は、第 1 位と評価した選定委員の多い 2 団体とし、同数等の理由で 2 団体を選出できない場合、第 2 位と評価した選定委員が多い団体、それも同数等の場合は第 3 位と評価した選定委員が多い団体とする。

ただし、上記の方法で 2 団体を選出できない場合、総評点により 2 団体を選出するものとし、それでも 2 団体を選出できない場合は、委員長の決するところにより、2 団体を選出するものとする。

別紙 3 「選定方法（例）」

### (4) その他

選定方法については、選定委員会が決定するものとする。

なお、選定委員会については、選定方法等を決定する委員会でもあり、選定審査における公平性の確保と委員会における自由な意見交換を阻害する恐れがあるため非公開とする。

## 6 指定管理者の募集

市は、公募に参加しようとするものを募集するため、市報とホームページに募集記事を掲載するものとする。

## 7 応募書類要件審査

### (1) 資格審査

事務局は、応募者から提出された書類について下記の事項を確認し、全てを満たさない応募者は、失格とする。

ア 申請者等提出書類が全てそろっていること。

イ 指定した書類に必要事項が記載されていること。

ウ 応募者が応募資格を満たしていること。

## 8 選定結果の通知及び公表

### (1) 応募者への選定結果通知

市は、選定後、速やかに応募者に結果を通知するものとする。

### (2) 選定結果の公表

選定結果については、審査項目、配点、選定結果をホームページ上で公表する。ただし、公表することにより、応募者の権利、競争上の地位、その他利益を害する恐れのある事項は公表しないものとします。